

議案第 9 6 号

京丹後市債権の管理に関する条例の一部改正について

京丹後市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 2 4 号）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市債権の管理に関する条例（平成22年京丹後市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第8号中「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に、「精算」を「清算」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市債権の管理に関する条例（平成22年京丹後市条例第14号）新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市債権の管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月30日 条例第14号</p> <p>第1条～第13条（略） （その他の債権の放棄）</p> <p>第14条 債権管理者は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 債務者が死亡し、相続人全てが民法第938条の規定により相続放棄した場合において、同法第952条の規定による<u>相続財産管理人</u>を選任し、相続財産を<u>精算</u>したとしても、当該<u>精算</u>にかかる費用等を超える見込みがなく、履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(9)（略）</p> <p>第15条～第16条（略）</p>	<p>京丹後市債権の管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月30日 条例第14号</p> <p>第1条～第13条（略） （その他の債権の放棄）</p> <p>第14条 債権管理者は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 債務者が死亡し、相続人全てが民法第938条の規定により相続放棄した場合において、同法第952条の規定による<u>相続財産清算人</u>を選任し、相続財産を<u>清算</u>したとしても、当該<u>清算</u>にかかる費用等を超える見込みがなく、履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(9)（略）</p> <p>第15条～第16条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>